

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QF61FF00100		6RRA1AZ0092 0001				8-59	
品名 または 件名							
(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸上自衛隊豊川駐屯地 高山射撃場			業務隊 管理科 営繕班				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
那須事務官 内線 3 3 1 8			令和8年12月18日 (金)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年10月1日 (木) 13時00分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」
契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和8年9月16日～令和8年9月30日 (0815～1700) (土日については電話連絡すること)
契約保証金は免除とするも、契約金額が250万円を超える場合、落札者は契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08年度防衛省競争参加資格において「**建築一式工事**」**D等級以上**の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)または(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成112年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続き」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札

- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の内、下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
建設工事請負契約条項
- (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。但し、双方の同意により請負金額が100万未満の場合は省略する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額（消費税抜）

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和8年9月30日（水）12時00分必着分**までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行くとともに便着の確認を必ず実施すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、**令和8年9月30日（水）12時00分までに**資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 市場価格調査への協力を依頼する。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：福田
0533-86-3151 内線(3471) FAX0533-84-7850（直通）
メール：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 担当：那須
0533-86-3151 内線(3318)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
豊橋商工会議所 のほか

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

工事名称	(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事						
図面名称	仕様書 (表紙)						
業 務 隊 長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	工事企画係	管 財 係	演習場主任	設 計 者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊						図面番号	1 / 5

仕 様 書

調達要求番号	6RRA1AZ0092	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
工事件名	(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事	作成年月日	令和8年9月10日

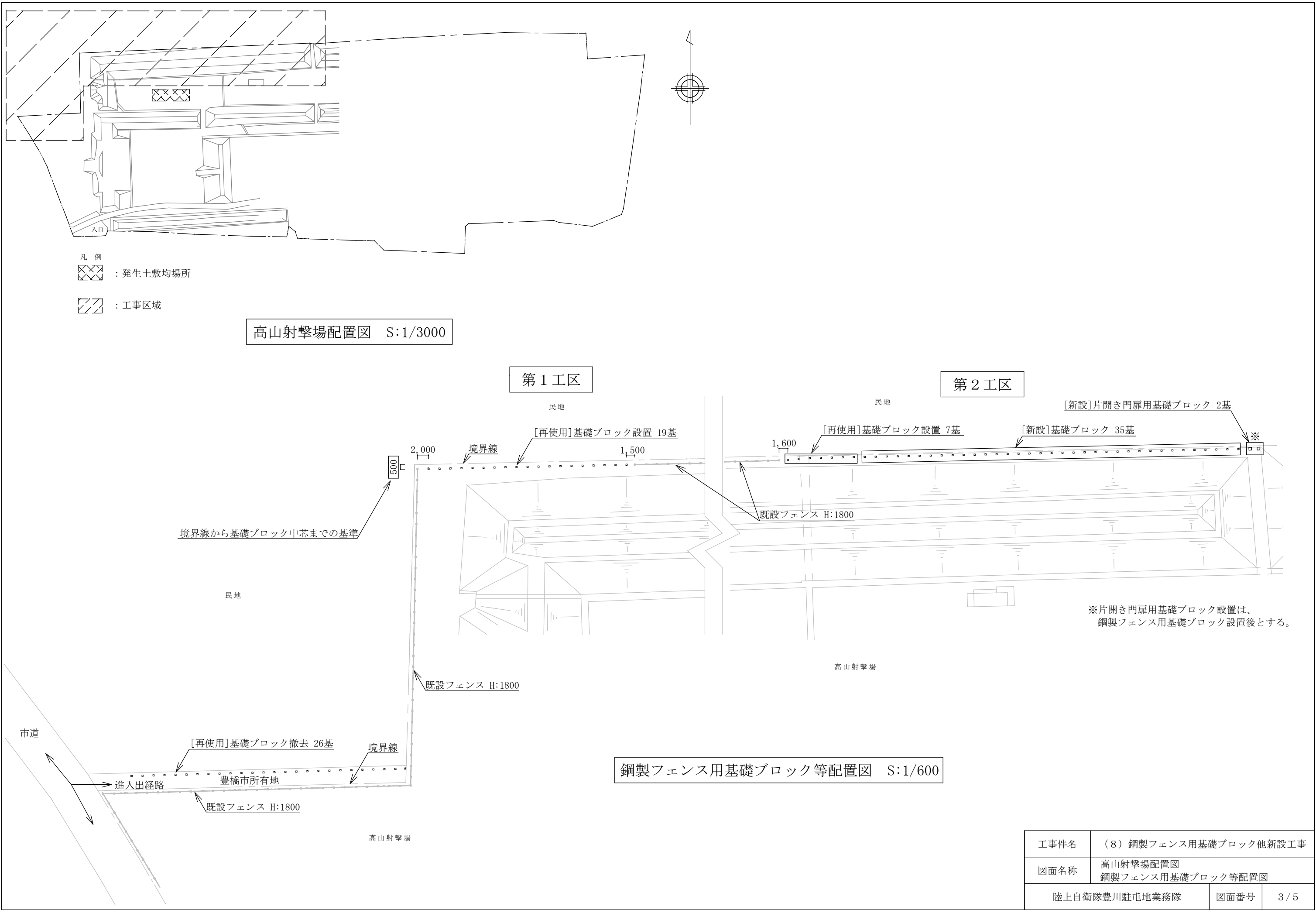
- 1 工事場所
愛知県豊橋市飯村町字高山 陸上自衛隊豊川駐屯地高山射撃場
- 2 工事概要
本工事は、鋼製フェンス用基礎ブロック及び片開き門扉用基礎ブロックを設置するものである。
- 3 工事期間
(1) 契約期間
契約締結日翌日から令和8年12月18日(金)までの間
(2) 施工期間
令和8年11月16日(月)から同年12月4日(金)までの間(基準)
上記の期間以外で実施する場合は別途監督官と調整すること。
- 4 工事内容
(1) 鋼製フェンス用基礎ブロック移設 250[□]×450mm 26箇所
(2) 鋼製フェンス用基礎ブロック新設 250[□]×450mm 35箇所
(3) 片開き門扉用基礎ブロック新設 500[□]×1100mm 2箇所
- 5 一般事項
(1) 本工事は、本仕様書・図面・メーカーの仕様・次に示す基準及び関係法令等を遵守して、実施すること。なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。
仕様書については下記のとおり。
・防衛省整備計画局制定 土木工事共通仕様書
(2) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
(3) 駐屯地規定(宿舍地区含む)により喫煙は所定の位置で行い、施工中及び歩行しながらの喫煙止する。また、施工場所以外の立ち入りを禁止する。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合監督官と協議し部隊側立ち会いのもとで立ち入ること。
(4) 工事時間は午前9時15分から午後4時までを基準とし、時間外・土日祝日等に工事を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
(5) 電気・給水は使用できないものとする。
(6) 受注者は工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成し、監督官に提出することとし、解を得たのち工事を実施すること。
(7) 工事に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任に於いて迅速処理すること。
(8) 工事に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
(9) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項着工前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業終了後速やかに判アルバムに整理のうえ提出すること。
(10) 工事は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示い速やかに復旧すること。
(11) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事の図面等は標準図であり、現地での等を優先とする。
(12) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は監督官の指示を受けて行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合には、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
(13) 工事に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる個所については、適切な措置を施すこと。
(14) 工事中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
(15) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

- 6 特記事項
- (1) 撤去工事
- ア 基礎ブロック撤去及び測量については、3(2)の期間以前に行うことができる。
- イ 移設基礎ブロック撤去位置については豊橋市の所有する土地であり、工事を行う上で必要な連絡、調整及び申請等は受注者側が行うこととする。
- ウ 移設基礎ブロックを撤去した箇所については、埋戻し、転圧及び整地を行うこととする。
- エ 移設基礎ブロック撤去後、埋戻しする際に使用する土については、本工事場所に堆積している官側の残土を使用することとする。
- (2) 設置工事
- ア 工区については「第1工区」、「第2工区」に分かれており、「第1工区」から施工を行うこととする。
- イ 鋼製フェンス用基礎ブロック及び片開き門扉用基礎ブロック設置箇所は、仕様書図面を基準とし、事前に現地測量を実施しその結果を基に監督官と協議の上決定するものとする。
- ウ やり方は5m以下の間隔を基準に設置し、工事後撤去することとする。
- エ 基礎ブロックについては、工事前に承認図を提出し、官側の承認を得ることとする。
- オ 基礎ブロック設置に際し、基礎砕石投入後、転圧を行うこととする。また、基礎ブロック据え付け後、埋戻しする際にも転圧を行うこととする。
- カ 基礎ブロック設置後、不陸がないよう整地をすることとする。
- キ 発生土は、監督官の指示する敷地内の場所に敷均しすること。

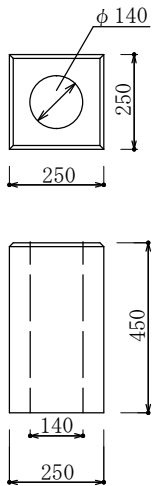
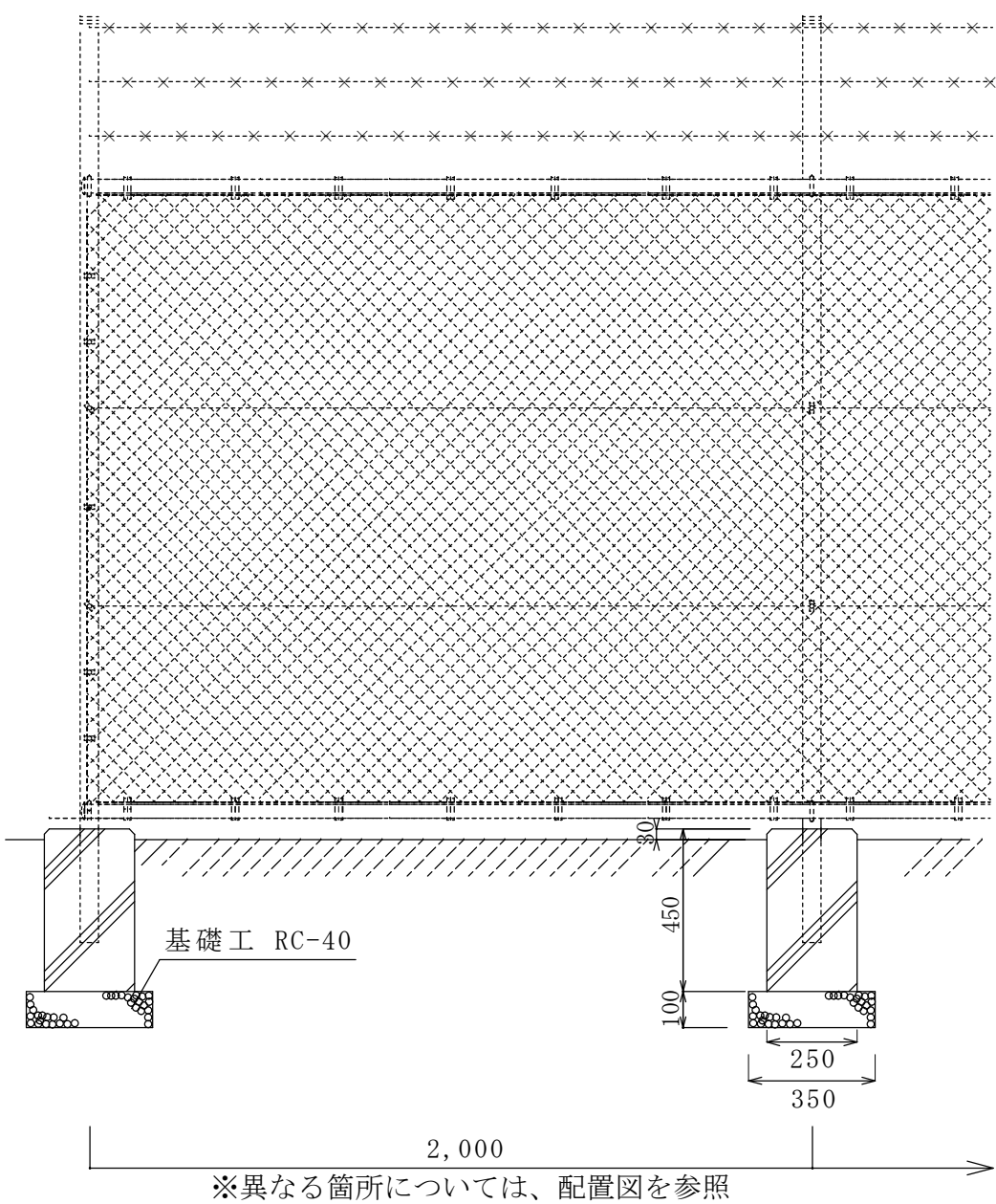
- | | | |
|------|-------------|----|
| 7 | 提出書類 | |
| (1) | 工程表 | 1部 |
| (2) | 現場代理人届及び略歴書 | 1部 |
| (3) | 打合せ簿 | 1部 |
| (4) | 材料承認願 | 1部 |
| (5) | 材料搬入報告書 | 1部 |
| (6) | 工事着工届 | 1部 |
| (7) | 工事竣工届 | 1部 |
| (8) | 工事日誌 | 1部 |
| (9) | 工事写真 | 1部 |
| (10) | その他指示する書類 | 1部 |

- 8 完成検査
工事終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て、検査官の実施する完成検査及びA 4 ファイル 1 冊にまとめた提出書類の確認をもって検査合格とし、工事完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって工事完了とする。

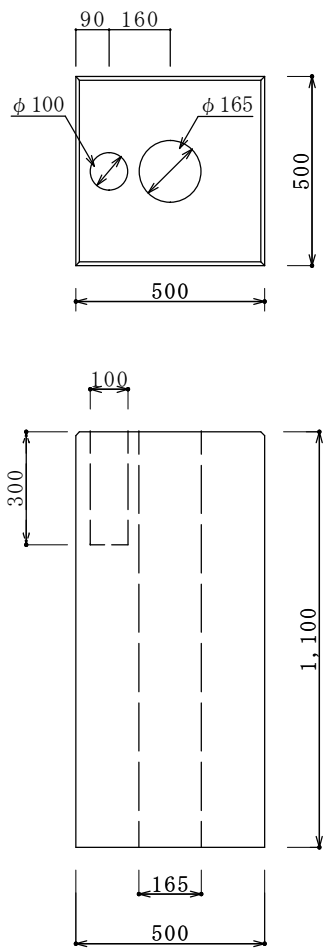
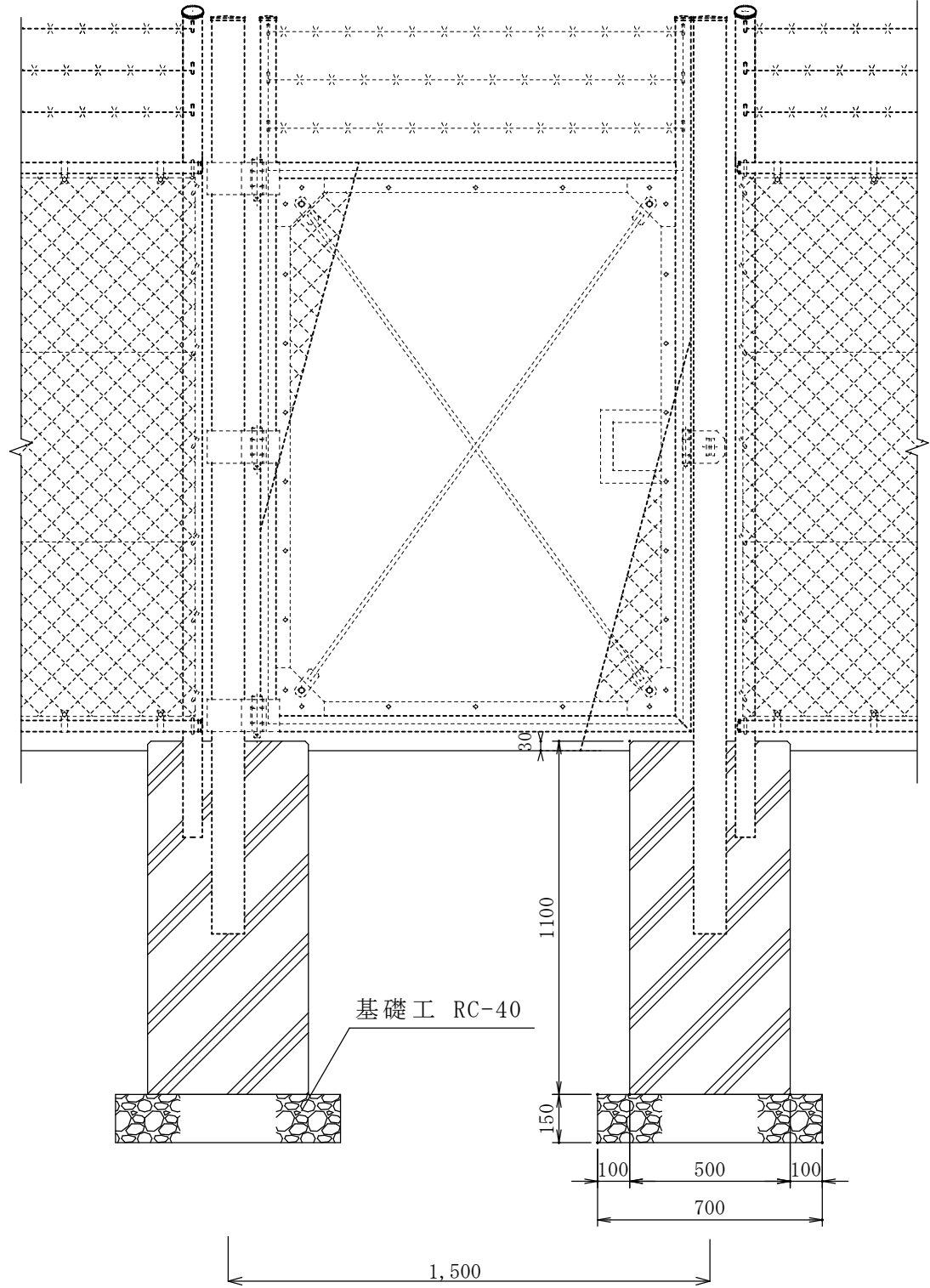
工事件名	(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事		
図面名称	仕様書		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2 / 5	



工事件名	(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事		
図面名称	高山射撃場配置図 鋼製フェンス用基礎ブロック等配置図		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	3 / 5



鋼製フェンス用基礎ブロック設置等詳細図 S:1/20



片開き門扉用基礎ブロック設置等詳細図 S:1/20

工事件名	(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事		
図面名称	鋼製フェンス用基礎ブロック等設置詳細図 片開き門扉用基礎ブロック設置等詳細図		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	4 / 5

入札書

令和8年10月1日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

¥ (税抜)

住所	
名称	1 件名：（8）鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事
代表者名	2 規格：仕様書のとおり

上記入札条件及び入札契約心得承諾の上入札します。

下記の内訳のとおり入札致します。

件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事	仕様書のとおり	式	1			
— 以下余白 —						

※工事費内訳明細書の提出もお願いします。（様式随意）

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調査書

市場価格調査については、当調査書をお使い頂くか、業者様任意の様式でも結構です。

【陸上自衛隊豊川駐屯地】
提出期限:令和8年9月30日(水)12時まで(FAX可)

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

担当:福田(ふくだ)
TEL 0533-86-3151 内線:3471
FAX 0533-84-7850

令和 年 月 日
住所・名称・代表者名

¥ (税抜) 印

内 訳

件 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
(8) 鋼製フェンス用基礎ブロック他新設工事	仕様書のとおり	式	1			税 抜
	以下余白					

※ 積算内訳書の提出も宜しく願います。(様式任意)